宮城県公報

発行　宮城県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
（毎週火，金曜日発行）

目　次

規　則　　ページ

○行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則　（総合政策課）　一

告　示

○救急医療機関の認定　（医療政策課）　一
○県営土地改良事業換地計画の縦覧　（農村整備課）　一
○県営土地改良事業の換地処分　（　同　）　二
○道路の供用開始　（道　路　課）　二

公　告

○開発行為に関する工事の完了（二件）　（建築宅地課）　二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定　（高校教育課）　二

教育委員会

○宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令　三
○宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令　三
○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令　八

公安委員会

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則　一三

規　則

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月二十九日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県規則第百三十四号

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成十四年宮城県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「調査票の発送及び回収」を「満足度等の把握」に改め、同条第二項中「回収した調査票の内容」を「把握した満足度等」に改める。

第十条第一号中「方法」の下に「その他の方法」を加える。

附　則

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

告　示

○宮城県告示第七百八十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和三年十月二十九日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
松島病院	宮城郡松島町高城字浜一番地二十六	令和三年十月二十九日	令和六年十月二十八日

○宮城県告示第七百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業二俣南地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十月二十九日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二　縦覧期間

令和三年十一月一日から令和三年十二月一日まで

三　縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河北総合支所

○宮城県告示第七百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年十月二十九日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　処分を行った地区の名称

磯地区

二　処分の年月日

令和三年十月十三日

○宮城県告示第七百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市雄勝町雄勝字船戸神明無番地先から同市雄勝町雄勝字寺七一番五地先まで	令和三年十一月一日午前十一時

公　告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年十月二十九日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市美田園一丁目八番一

二　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号
積水ハウス株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年十月二十九日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城郡松島町松島字東浜一番一、二番三、十一番十一、十一番十三、十三番二の各一部

二　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都港区赤坂五丁目三番一号　赤坂Ｂｉｚタワー
東京エレクトロン株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年十月二十九日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　落札に係る物品又は役務の名称及び数量　宮城県立高等学校教育用タブレット端末等調達及びネットワーク接続等設定委託業務　一式

二　契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地　教育庁高校教育課　仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三　落札者を決定した日　令和三年十月十九日

四　落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地　テクノ・マインド株式会社　宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号

五　落札金額　一億四千二百七十八万円

六　契約の相手方を決定した手続　一般競争入札

七　入札の公告を行った日　令和三年十月五日

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第十三号

宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

宮城県教育委員会

教育長　伊　東　昭　代

宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会公印規程（昭和三十五年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項に後段として次のように加える。

総合文書システム（宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）第一条の二第三号及び地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）第一条の二第三号に規定する総合文書システムをいう。）による回議に係るものにあつては、当該申出に代えて公印承認依頼の操作を行わなければならない。

附　則

この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第十四号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

宮城県教育委員会

教育長　伊　東　昭　代

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「電子県庁共通基盤システム（宮城県ＩＴ戦略推進計画Ⅱ（平成十六年三月策定）による電子自治体化の推進の一環として整備された、県における各種電子情報処理機能の共通基盤となる機能群をいう。以下「共通基盤システム」という。）のうち、」を削り、「電子決裁及び文書管理機能」を「情報処理システム」に改める。

第三条第二項中「よう努めなければならない」を「ものとする」に改める。

第六条の二第一項中「、決裁日登録」を削る。

第七条第一項第九号を削り、同条第二項中「、第二号及び第四号」を「及び第三号」に改め、同項第一号中「文書収受簿」を「収受発送簿」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十条第三項第四号並びに同条第四項及び第六項中「文書収受簿」を「収受発送簿」に改める。

第十四条第一項中「総合文書システムによることが困難な事情がない限り、当該システムにより行うよう努める」を「別に定めがある場合又は特に支障のある場合を除き、総合文書システムにより行う」に、「当該システム」を「総合文書システム」に改める。

第十七条第六号中「回議書（」を「回議書の所定欄に朱書すること。」に改め、「あつては」の下に「、当該特別の取扱いを要するものの表示を所定欄に入力するほか」を加え、「決裁済回議用紙）」を「決裁済回議用紙」に改める。

第十九条第四号中「当該システム」を「総合文書システム」に改める。

第二十三条中「文書取扱主任又は電子文書取扱主任」を「当該回議に係る事務を担当する者」に改める。

第二十七条第一項第三号中「文書番号簿」を「収受発送簿」に改める。

第三十一条第一項中「主務課において」を「当該文書に係る事務を担当する者が」に、「発送年月日」を「発送に関する情報（次項において「発送情報」という。）」に改め、同条第二項中「発送年月日」を「発送情報」に改める。

第三十五条第一項第三号中「八センチメートル」を「十センチメートル」に改め、同項第四号中「、表紙（様式第二十一号）」を削り、同条第二項中「当該システムにより編集するとともに、文書件名目録に登録の上」を「総合文書システムにより編集し」に改める。

第三十九条第一項中「文書引継書」を「引継簿冊目録」に、「に必要な書類を添えて総務課長に」を「を総務課長に提出して」に改める。

第四十条中「保存文書一覧表又は」を削る。

第四十一条第三項及び第四項を削り、同条中第五項を第三項とする。

第四十二条第七項中「保存文書一覧表又は」を削る。

様式第十号を次のように改める。

様式第10号　削　除

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号（第７条関係）（用紙日本産業規格Ａ列４番）

収 受 発 送 簿

所属名＿＿＿＿＿＿＿＿

／

収受発送日		文書番号	件　　名	文書種別	受信者 発信者

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号　削除

様式第十四号を次のように改める。

様式第14号（第７条関係）（用紙日本産業規格Ａ列４番）

文書管理目録

／

所属年度	文書分類記号	簿冊名	保存年限	引継日 保存満了期限 所属	廃棄日 保存年限満了時の措置	保存場所 備考

様式第20号（第35条関係）（用紙日本産業規格Ａ列４番）

文 書 件 名 目 録

／

文書分類記号			
簿冊名			
所属			
所属年度		保存年限	
保存満了期限		媒体の種別	
備考			

綴込み件数　　件

編さん番号	文書番号	件名	文書区分	施行日
			個人情報	決裁種別
			備考	

様式第22号（第35条関係）（用紙日本産業規格Ａ列４番）

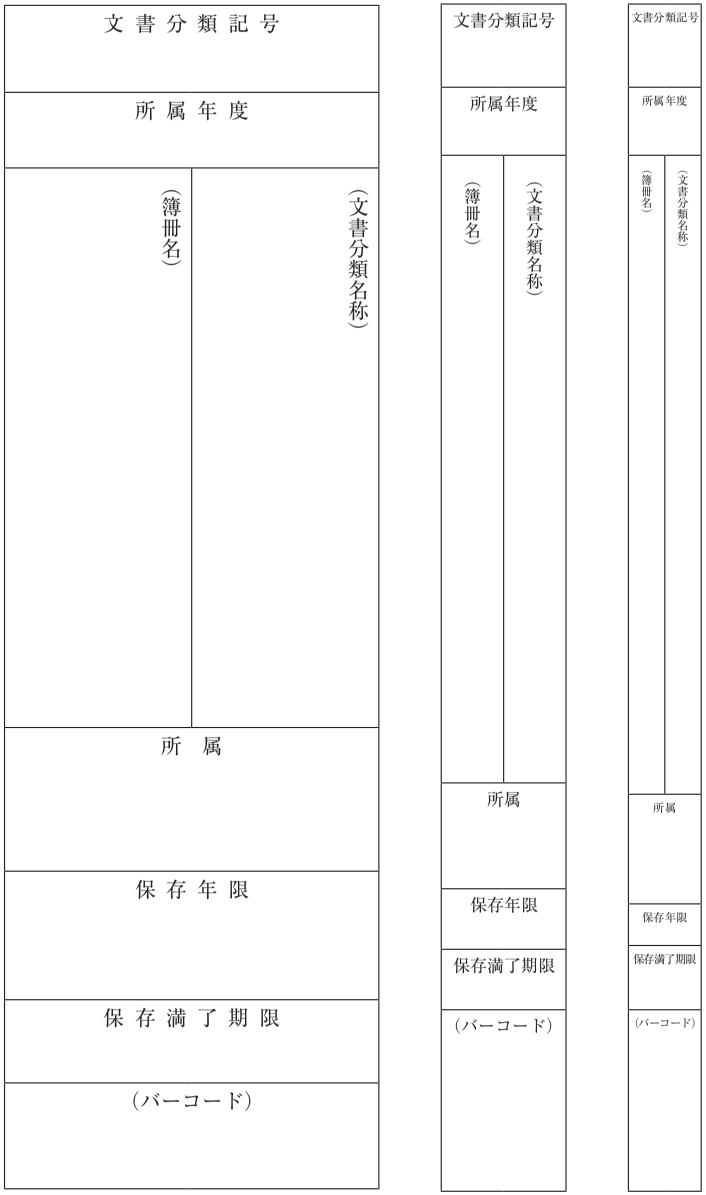

（注）　簿冊の厚さに応じて適切な幅を選択すること。

様式第二十二号を次のように改める。

様式第23号（第39条関係）（用紙日本産業規格Ａ列４番）

引継年度	

引継簿冊目録

所属名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

／

保存満了期限	文書分類記号	保存年限	簿冊名	バーコード	所属年度 保存場所	メモ欄

様式第二十四号の二を削る。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の宮城県教育庁本庁文書規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県教育庁本庁文書規程の規定によるものとみなす。

○宮城県教育委員会訓令甲第十五号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

宮城県教育委員会

教育長　伊　東　昭　代

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「電子県庁共通基盤システム（宮城県ＩＴ戦略推進計画Ⅱ（平成十六年三月策定）による電子自治体化の推進の一環として整備された、県における各種電子情報処理機能の共通基盤となる機能群をいう。以下同じ。）のうち、」を削り、「電子決裁及び文書管理機能」を「情報処理システム」に改める。

第三条第二項中「よう努めなければならない」を「ものとする」に改める。

第六条の二第一項中「、決裁日登録」を削る。

第七条第一項中「、第二号及び第十一号」を「及び第九号」に改め、同項第一号中「文書収受簿」を「収受発送簿」に改め、同項中第二号を削り、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項中第十号を削り、第十一号を第九号とする。

第十条第二項第四号並びに同条第三項及び第五項中「文書収受簿」を「収受発送簿」に改める。

第十四条第一項中「よう努める」を削り、同項ただし書中「当該システムによることが困難なもの」を「別に定めがある場合又は特に支障のある場合」に改める。

第十六条第六号中「回議書（」を「回議書の所定欄に朱書すること。」に改め、「あつては」の下に「、当該特別の取扱いを要するものの表示を所定欄に入力するほか」を加え、「決裁済回議用紙」に改める。

第十八条中「を終つた」を「の終わつた」に、「文書取扱主任又は電子文書取扱主任」を「当該回議に係る事務を担当する者」に改める。

第二十二条第一項第二号中「文書番号簿」を「収受発送簿」に改める。

第二十六条第一項中「あつては、」の下に「当該文書に係る事務を担当する者が」を加え、「発送年月日を入力し」を「発送に関する情報（次項において「発送情報」という。）を入力し」に改め、同条第二項中「発送年月日を入力する」を「発送情報を入力する」に改める。

第二十九条第一項第三号中「八センチメートル」を「十センチメートル」に改め、同項第四号中「、表紙（様式第十五号）」を削り、同条第二項中「当該システムにより編集するとともに、文書件名目録に登録の上」を「総合文書システムにより編集し」に改める。

第三十三条第三項及び第四項を削り、同条中第五項を第三項とする。

様式第一号を次のように改める。

様式第１号（第７条関係）（用紙日本産業規格Ａ列４番）

収受発送簿

所属名＿＿＿＿＿＿＿＿

／

収受発送日		文書番号	件　　名	文書種別	受信者 発信者

様式第一号の二及び様式第八号の二を削る。

様式第九号を次のように改める。

様式第９号（第７条関係）（用紙日本産業規格Ａ列４番）

文書管理目録

／

所属年度	文書分類記号	簿冊名	保存年限	引継日 保存満了期限 所属	廃棄日 保存年限満了時の措置	保存場所 備考

様式第十四号を次のように改める。

様式第14号（第29条関係）（用紙日本産業規格Ａ列４番）

文 書 件 名 目 録

文書分類記号			
簿冊名			
所属			
所属年度		保存年限	
保存満了期限		媒体の種別	
備考			

綴込み件数　　件

編さん番号	文書番号	件名	文書区分	施行日
			個人情報	決裁種別
			備考	

様式第十五号を次のように改める。

様式第15号　削除

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号（第29条関係）（用紙日本産業規格Ａ列４番）

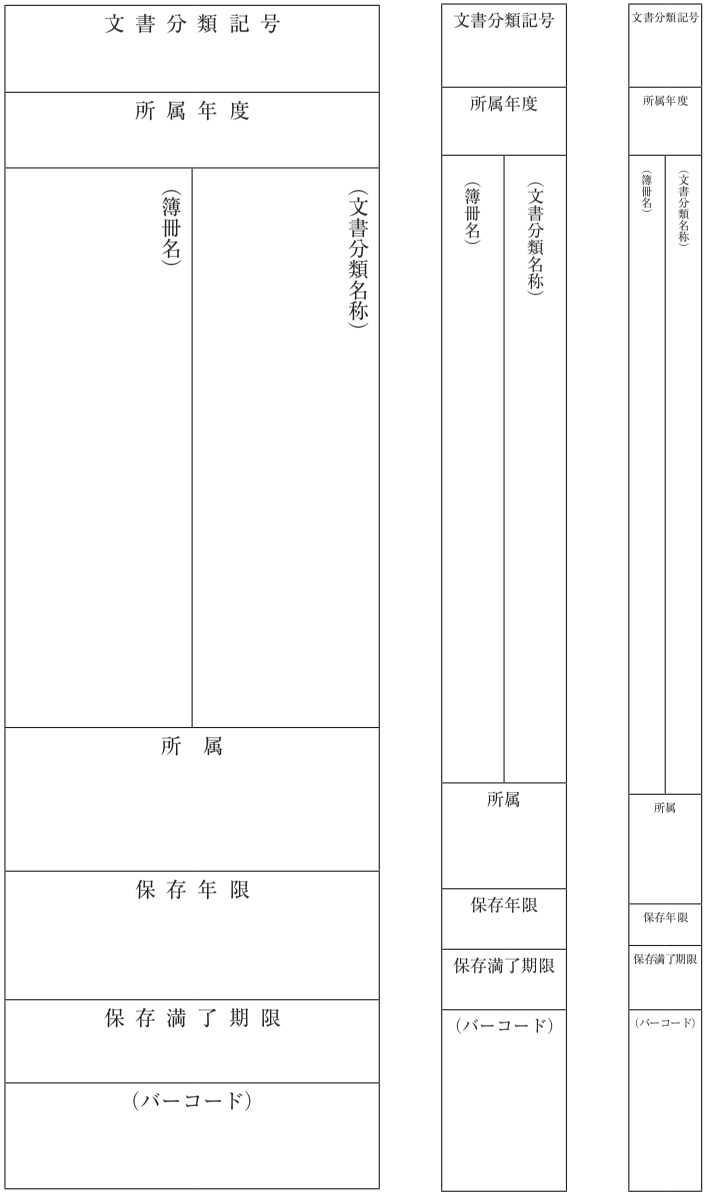

（注）　簿冊の厚さに応じて適切な幅を選択すること。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の地方機関等文書規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の地方機関等文書規程の規定によるものとみなす。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第10号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和３年10月29日

宮城県公安委員会委員長　森山　博

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（課等の設置）
第３条　（略）
２・３　（略）
４　警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。
<table>
<tr><th>課等</th><th>組織</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警備課</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>宮城県警察全国豊かな海づくり大会警衛警備対策室</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
５・６　（略）
第３条の２～第８条　（略）
（警備部の課等の所掌事務）
第９条　警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
公安課　（略）
警備課
⑴～⑽　（略）
⑾　災害対策室及び全国豊かな海づくり大会警衛警備対策室の運営に関すること。
外事課・機動隊　（略）
第10条～第16条　（略）
（警察本部の職及び職務）
第17条　（略）
２　第３条第４項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調べ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察全国豊かな海づくり大会警衛警備対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
３～11　（略）</td>
<td>（課等の設置）
第３条　（略）
２・３　（略）
４　警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。
<table>
<tr><th>課等</th><th>組織</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警備課</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿
＿</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
５・６　（略）
第３条の２～第８条　（略）
（警備部の課等の所掌事務）
第９条　警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
公安課　（略）
警備課
⑴～⑽　（略）
⑾　災害対策室＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の運営に関すること。
外事課・機動隊　（略）
第10条～第16条　（略）
（警察本部の職及び職務）
第17条　（略）
２　第３条第４項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調べ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
３～11　（略）</td></tr>
</table>

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、令和３年11月１日から施行する。